平成31年度鹿児島県立楠隼中学校入学者選抜における個人情報の簡易開示について

受検者は、鹿児島県個人情報保護条例第23条の規定に基づき、次のとおり開示請求等の特例による開示(以下「簡易開示」という。)を申し出ることができる。

(1) 簡易開示を行うことができる個人情報

平成31年度鹿児島県立楠隼中学校入学者選抜適性検査(以下「適性検査」という。)における「適性検査 I」,「適性検査 II」の得点及び合計得点とする。

(2) 簡易開示の申出を行うことができる者

適性検査の受検者本人に限って認める。

(3) 簡易開示の申出を行うことができる期間及び時間

平成31年1月29日から2月28日までの間とする。ただし、原則として、土曜日、日曜日及び祝日を除く。時間は午前8時30分から午後4時30分までとする。

(4) 簡易開示を行う場所

楠隼中学校とする。

(5) 簡易開示の申出の方法

楠隼中学校で、口頭にて申し出る。なお、郵送、電話、ファクシミリ又は電子メールによる申 出は、本人の確認が十分にできないため、認めない。

(6) 本人確認の方法

本人であることを証明する書類(原則として,本人の写真が貼付されていること。)及び受検票 の提示を必要とする。

平成31年度鹿児島県立楠隼高等学校入学者選抜学力検査における個人情報の簡易開示について

受検者は、鹿児島県個人情報保護条例第23条の規定に基づき、次のとおり開示請求等の特例による開示(以下「簡易開示」という。)を申し出ることができる。

(1) 簡易開示を行うことができる個人情報

平成31年度鹿児島県立楠隼高等学校入学者選抜学力検査(以下「学力検査」という。)における 教科別得点及び合計得点とする。

(2) 簡易開示の申出を行うことができる者 学力検査の受検者本人に限って認める。

(3) 簡易開示の申出を行うことができる期間及び時間

平成31年2月9日から3月8日までの間とする。ただし、原則として土曜日、日曜日及び祝日を除く。時間は午前8時30分から午後4時30分までとする。

(4) 簡易開示を行う場所

楠隼高等学校とする。

(5) 簡易開示の申出の方法

楠隼高等学校で, 口頭にて申し出る。

なお,郵送,電話,ファクシミリ又は電子メールに よる申出は,本人の確認が十分にできないため,認めない。

(6) 本人確認の方法

生徒手帳など本人であることを証明する書類(原則として,本人の写真が貼付されていること。) 及び受検票の提示を必要とする。